

概要版

第2次上三川町地域福祉計画・
第3次上三川町社会福祉協議会
地域福祉活動計画



平成29年3月

上三川町

社会福祉法人 上三川町社会福祉協議会

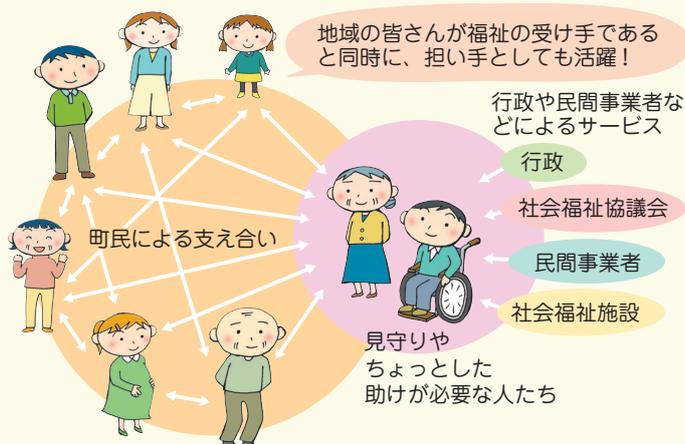
計画の策定にあたって

地域福祉とは？

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくために、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

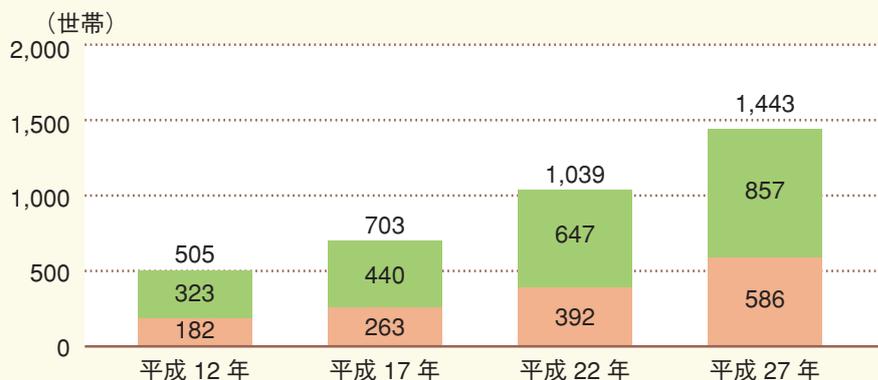
地域福祉とは、「だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していく」ことをいいます。

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応していくために、助け合い・支え合いによる地域福祉を推進します。



今の上三川町はどんな状況？

● 高齢者のみ世帯数の推移

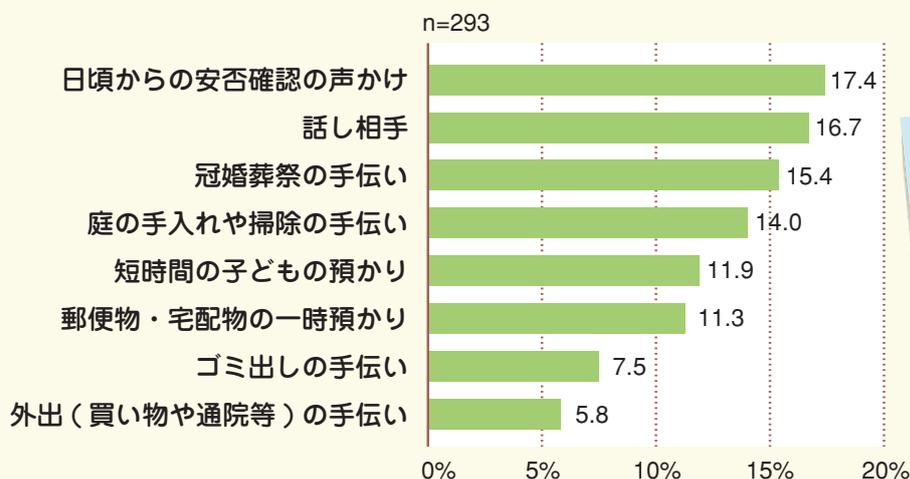


ひとり暮らし
高齢者世帯が
顕著に増加

■ ひとり暮らし
■ 高齢者世帯数
■ 高齢者夫婦のみ世帯数

資料：国勢調査

● 近所の人に対してしてほしいこと



近所の人に対して、
「日頃からの安否確認
の声かけ」「話し相手」
が求められている

資料：上三川町地域福祉に関するアンケート調査（平成 27 年）

計画の内容

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？

町が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けた「理念」と「仕組み」などの基本的な方向を定めるものです。

町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、町が策定する地域福祉計画と連携協働し、住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動の計画です。



町の地域福祉を推進するには、地域福祉計画と地域福祉活動計画が同じ方向を目指し、連携していくことが重要であることから、本計画では、この 2 つの計画を一体的に策定しました。

計画の基本目標

本計画の基本理念を具現化するため、4 つの基本目標を設定し、地域福祉を推進します。

基本目標 ① 地域福祉活動を担う人づくり

基本目標 ② 地域福祉活動を支える助け合い・支え合いの仕組みづくり

基本目標 ③ 自立した生活を送ることができる基盤づくり

基本目標 ④ 安心して暮らせる地域環境づくり

✿ 取り組みの内容

基本目標 1 地域福祉活動を担う人づくり

より多くの住民に地域福祉活動への参加・協力を促すため、福祉・人権教育の充実によりすべての住民の福祉意識の向上に努めるとともに、交流活動を推進します。

また、ボランティアセンターの運営・強化を進め、地域で中心となって活躍できるボランティアの育成や、あらゆる人の社会参加を支援し、多様性を尊重した協働のまちづくりを推進します。

- (1) 福祉・人権教育及び交流活動の推進
- (2) 福祉ボランティアの育成・活動支援

● 各主体の取り組み

住民や地域 が取り組むこと

- 自らが主体的に学ぶ姿勢を持ち、福祉について理解しましょう。
- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- 互いを思いやり、尊重し合うことを心がけましょう。

町社会福祉 協議会 が取り組むこと

- 福祉やボランティアについての学習機会や体験学習を充実します。
- 高齢者の社会参加、介護予防の促進に向けて、サロンの設置と運営の支援を推進します。
- ボランティアセンターを強化し、地域活動を支援するボランティアを養成します。

町 が取り組むこと

- 世代間の交流事業を推進します。
- 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞くとともに、支援や見守りを行う人材を育成します。
- 町社会福祉協議会が実施するボランティア事業を支援します。

住民からの意見

- 子どもと高齢者が交流できる機会を増やしてほしい。
- 高齢者でも気軽に参加できるようなボランティアがたくさんあると良い。



基本目標 2

地域福祉活動を支える助け合い・ 支え合いの仕組みづくり

身近な小地域（自治会、地区社協）における福祉活動の活性化に向けて、地域ごとの実態を把握し、活動の支援に努めます。

また、多様化する住民の福祉ニーズに対応するため、公的な福祉サービスだけでなく、住民をはじめ、自治会、民生委員児童委員、ボランティアなどの関係団体や町、町社会福祉協議会などの機関が連携して、地域包括ケアシステムの構築も見据えた地域ネットワークの形成に努め、住民参加による助け合い、支え合いのあるまちづくりを推進します。



- (1) 福祉コミュニティづくりの推進
- (2) 自主活動の環境づくり
- (3) 関係機関との連携強化

● 各主体の取り組み

住民や地域

が取り組むこと

- 自治会・地区社協の活動に積極的に参加しましょう。
- 地域で気軽にあいさつを交わし、明るい地域づくりに努めましょう。
- 隣近所のひとり暮らし高齢者や、支援を必要としている家庭に対して、普段から意識的に声かけを行いましょう。

町社会福祉 協議会

が取り組むこと

- 支援を必要とする人を早期発見し、適切な機関等へつなげるためのネットワークを構築します。
- 福祉関係団体等と情報交換を行い、情報の共有化を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築を見据え、その内容についての理解と啓発に努めます。

町

が取り組むこと

- 自治会活動の活発化に向けて、自治会長同士の情報交換などが出来る場を設け、各自治会の横のつながりの強化を進めます。
- 地域活動におけるコミュニティセンターの利用を促進します。
- 町全体で高齢者支援に取り組むため、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

住民からの意見

- 地域活動や自治会活動について、若い世帯の住民が活動できるような仕組みを作ってほしい。
- あいさつ、思いやり、助け合いが普通なまちになってほしい。



基本目標 3

自立した生活を送ることができる 基盤づくり

だれもが相談しやすい環境づくりに向けて、相談窓口の充実を図るとともに、相談窓口や福祉サービス等の情報を住民が入手しやすいよう、情報提供体制を充実します。

また、住み慣れた地域での生活が続けられるよう、福祉サービスの利用支援に努めるとともに、生活困窮者など、社会的に支援が必要な人へのサービスの提供に努めます。

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報提供体制の充実
- (3) 福祉サービスの利用支援
- (4) 社会的な支援を必要としている人への支援

● 各主体の取り組み

住民や地域 が取り組むこと

- 何かあったらすぐに相談できる相手を見つけるとともに、自分も積極的に他の人の相談を受け、相互に助け合える関係を築きましょう。
- 介護が一人に集中することがないように、家族内で介護について話し合い、必要なサービスを利用しましょう。
- 隣近所で声をかけ合い、日頃から互いの移動を助け合いましょう。

町社会福祉 協議会 が取り組むこと

- 高齢者に関するさまざまな相談や、日常生活上の相談に応じます。
- 「認知症サポーター」養成等により、認知症に対する理解を深め、地域における見守りの輪の拡大を図ります。
- 不登校やひきこもりの人が定期的に通うことのできる居場所づくりを推進します。

町 が取り組むこと

- 関係者との連携により、地域での見守り、福祉ニーズの発見、専門機関へのつなぎを行う仕組みを充実します。
- だれもが利用できるよう、町ホームページのユニバーサルデザイン*化を進めます。
- 利便性の高い地域交通網の整備や地域公共交通サービスの充実を目指します。



住民からの意見

- 高齢者や障がい者など、手助けしてほしい方々が見えない。
- 支援を求めやすい環境、場所、人等があると良いと思う。

*ユニバーサルデザイン 性別、年齢、障がいの有無、文化、言語、国籍といったさまざまな差異を問わず、だれもが利用することができるように施設・製品・情報等を設計(デザイン)すること。

基本目標 4 安心して暮らせる地域環境づくり

子どもからお年寄りまで、町に住むだれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、災害等の緊急時を見越した平常時からの安否確認体制を整備するなど、地域の防災力・防犯力の向上に努めます。また、安全・快適な生活が送れるよう、バリアフリーの推進に努めます。

- (1) 安心・安全な地域づくり
- (2) 地域の防災力・防犯力の向上
- (3) 人にやさしいまちづくり

各主体の取り組み

住民や地域 が取り組むこと

- 回覧板を渡す際は一言かけ合しましょう。
- 日頃から避難場所や家族との連絡方法を事前に確認しておきましょう。
- ごみの放置をしない、させないように注意するとともに、地域の清掃活動を積極的に行いましょう。

町社会福祉 協議会 が取り組むこと

- 登下校中の児童の安全確保を図るため、「地域の安全見守り隊」による声かけ及び見守り活動を継続します。
- 災害時に迅速な対応ができるよう、模擬訓練を実施します。
- 災害ボランティアセンターの設置・運営方法を見直し、災害支援ボランティアの育成に取り組みます。

町 が取り組むこと

- ひとり暮らし高齢者や障がい者等に対して、安否確認や緊急通報等ができる体制を整備します。
- 災害時の円滑な避難・誘導の実施に向けて、避難にあたって手助けが必要な方についての実態把握や情報共有を図ります。
- 自治会を中心とした自主防災組織の設立及び育成支援を行います。

住民からの意見

- 退職後に学校の通学路の見守りなどに関わりたいたいと考えており、今からとても楽しみにしている。
- 道路等にごみを捨てるなど、モラルの低下が見られる。



計画の推進体制

協働による計画の推進

地域福祉の推進のために、住民や地域、事業者や関係団体、町社会福祉協議会、町（行政）がその特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携を図り、協働による取り組みを進めます。

住民や地域の役割

積極的に地域への参加を図る

地域福祉の推進にあたっては、住民一人ひとりが福祉サービスの受け手ではなく、担い手であるという認識を持ち、積極的に地域活動に参加するとともに、助け合い・支え合い活動を推進する役割を担います。

事業者や関係団体の役割

連携を深め、支援の輪を広げる

地域福祉に関わるサービス提供を行う事業者や関係団体等は、他の事業者や関係団体と連携し、情報共有を図りながら、町全体の地域福祉ネットワークの構築を目指して、本計画を推進する役割を担います。

町社会福祉協議会の役割

地域全体のコーディネート機能を担う

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として社会福祉法に位置付けられており、地域福祉に関わるすべての関係者のコーディネート機能を担うことが期待されます。

町社会福祉協議会は、地域に密着しながら地域福祉を推進するための社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成を行うとともに、町と連携して事業の推進に努めます。

町の役割

福祉施策を総合的に推進する

町は行政として、上三川町全体の福祉の向上に向けて、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。そのため、他のすべての関係者や国・県の福祉機関と相互に連携、協力を図り、住民のニーズに沿った施策の推進に努めます。また、全庁が一体となって地域福祉を推進するために必要な組織体制づくりに努めるとともに、町社会福祉協議会との連携を図ります。

計画の点検・評価

地域福祉計画・地域福祉活動計画を実効性のあるものとして推進していくため、計画策定（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し・改善（Action）を実施する循環型のPDCAサイクルを活用し、計画の着実な推進を図るとともに、評価と改善を十分に行います。

また、本計画の推進にあたっては、施策の方向ごとに設定した成果指標および、新規や拡充して取り組んでいく事業について設定した数値目標により進捗を管理・評価し、着実な事業の実施を図ります。



発行：上三川町役場 福祉課

〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
TEL (0285)56-9128 FAX (0285)56-6868

社会福祉法人 上三川町社会福祉協議会

〒329-0617 栃木県河内郡上三川町大字上蒲生127番地1
TEL (0285)56-3166 FAX (0285)56-3164